

安房地域スポットワークマッチング支援事業 企画提案募集要項

1 業務委託の名称

安房地域スポットワークマッチング支援事業業務委託

2 業務委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

3 履行期限

令和7年3月24日（月）まで

4 業務委託内容

詳細は別紙「企画提案仕様書」に記載のとおり。

5 委託料の上限額

3,388千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

6 業務の実施方法

企画提案を募り、審査・選考を経て1企業(団体)を決定し、業務を委託する。

7 スケジュール

公募開始	令和6年4月 8日(月)
業務説明会	令和6年4月16日(火)
質問受付期限	令和6年4月30日(火)
参加申出書提出期限	令和6年5月 7日(火)
企画提案書提出期限	令和6年5月13日(月)
選定委員会・結果通知	5月下旬
契約締結	6月中旬

8 応募資格

応募者は、次の全ての要件を満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 選定委員会開催時まで千葉県物品等入札参加資格(委託)を有する者であること。
- (3) 募集開始の日から審査完了の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。

- (4) 募集開始の日から審査完了の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 別に定める「安房地域スポットワークマッチング支援事業業務委託企画提案選定委員会設置要領」により設置された選定委員会の委員及び委員が所属している団体ではないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした者でないこと。
- (7) 情報セキュリティマネジメントにかかる国際規格の認証 (ISO/IEC 27001 など) 又はこれと同等の認証を取得しているなど、情報セキュリティ対策が確保されていること。

9 業務説明会

本業務に関する説明会を次のとおり開催する。

参加を希望する場合は、令和6年4月12日(金)午後3時までに、メールにて申し込むこと。

なお、業務説明会に出席しない場合も、本件への応募は可能とする。

- (1) 日 時：令和6年4月16日(火)午後1時30分から
- (2) 場所：オンライン(Zoom)による
- (3) 申込先：千葉県安房地域振興事務所企画課
メールアドレス：awakikaku@mz.pref.chiba.lg.jp
件名は「安房地域スポットワークマッチング支援事業業務委託説明会の参加申込」とし、本文に企業(団体)名、参加者数及び連絡先を記載すること。(任意様式)

10 質問の受付

本業務に関する質問は、メールで受け付ける。質問の範囲は業務に関するものに限り、提案状況、選定委員名等に関する質問は受け付けない。

なお、質問のあった事項とそれに対する回答は、軽微なものを除き、千葉県ホームページに掲載する。

- (1) 受付期間：令和6年4月30日(火)午後5時まで
- (2) 問合せ先：千葉県安房地域振興事務所企画課
メールアドレス：awakikaku@mz.pref.chiba.lg.jp
件名は「安房地域スポットワークマッチング支援事業業務委託についての質問」とし、本文に質問、企業(団体)名及び連絡先を記載すること(任意様式)。

11 参加申出書の提出

本業務の企画提案へ応募する場合は、企画提案参加申出書(様式第1号)を提出すること。

- (1) 提出書類：企画提案参加申出書(様式第1号)
- (2) 提出期限：令和6年5月7日(火)午後5時(必着)
- (3) 提出方法：持参、郵送又はメール
郵送又はメールによる場合は、期限までに確実に到達する方法で行うものとし、必ず電話にて到着確認を行うこと。
- (4) 提出先：千葉県安房地域振興事務所企画課
〒294-0045 千葉県館山市北条402-1
電話：0470-22-7133
メールアドレス：awakikaku@mz.pref.chiba.lg.jp
メールで提出する際の件名は「安房地域スポットワークマッチング支援事業業務委託に係る企画提案参加申出」とすること。

12 企画提案書の提出

企画提案書一式について作成し、期限までに提出すること。

- (1) 提出書類：企画提案書一式
 - ①企画提案書(様式第2号)
 - ②企画提案説明書(様式第3号又は同等の内容が記載された書類)
 - ③見積書(様式第4号)
 - ④企業(団体)概要(様式第5号)
- (2) 提出期限：令和6年5月13日(月)午後5時(必着)
- (3) 提出部数：7部(押印不要)又はデータ一式
- (4) 提出方法：持参、郵送又はメール
郵送又はメールによる場合は、期限までに確実に到達する方法で行うものとし、必ず電話にて到着確認を行うこと。
- (5) 提出先：千葉県安房地域振興事務所企画課
〒294-0045 千葉県館山市北条402-1
電話：0470-22-7133
メールアドレス：awakikaku@mz.pref.chiba.lg.jp
メールで提出する際の件名は「安房地域スポットワークマッチング支援事業業務委託に係る企画提案書提出」とすること。

13 審査・選考方法

- (1) 提出された企画提案書一式は、(4)の審査基準に基づき、選定委員会で書類及びプレゼンテーション・ヒアリングによる審査を行い、最も優れた提案を行った企業(団体)を最優秀提案者とする。
なお、選定委員会については、応募者全員による実施を原則としているが、応募者の

数が6者以上の場合、事務局が書面による事前審査を実施し、選定委員会に参加する審査対象者5者を選定する。

(2)選定委員会は5月下旬に実施予定である。詳細については、応募者に別途通知する。

なお、選定委員会におけるプレゼンテーション等は、事前に提出された応募書類に基づいて行うこととする。(ただし、提案書等の趣旨を変えない範囲でプロジェクター等を使用して補足することは可能とする。)

(3)プレゼンテーションの際にプロジェクター及びスクリーンを使用する場合は、企画提案書を提出する際に申し出ること。

なお、この場合パソコンは応募者が用意すること。

(4)審査基準

審査にあたっては、おおむね以下の審査基準により総合的に判断する。

なお、提案者が1者の場合、審査の結果において評価得点の合計が満点の6割以上である場合に選定する。

項目	審査基準
企画提案の内容	<ul style="list-style-type: none">・仕様書の内容を十分に理解した企画提案内容となっているか。・説明会の開催にあたり、効果的な開催方法、回数、内容となっているか。・地域企業等を対象としたマッチングシステム登録促進のための広報活動について、効果的な内容となっているか。・求職者を対象としたマッチングシステム登録促進のための広報活動について、効果的な内容となっているか。・地域企業等と地域外求職者のマッチング成立に向けた効果的な提案があったか。・地域企業等及び求職者のマッチングシステム利用促進に向けた効果的な提案があったか。
業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none">・実現可能なスケジュール、体制となっているか。・過去の類似業務実績はあるか。また、それは評価できる内容か。
経費の妥当性	<ul style="list-style-type: none">・所要経費、算定根拠が明確に示されていて、合理的な内容であるか。・費用対効果は十分配慮した経費となっているか。

(5)審査結果

審査結果は、応募者全員に通知する。

14 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1)応募資格のない者が提案したとき。

(2)所定の期限及び提出先に参加申出書及び企画提案書を提出しないとき。

- (3) 同一の企画提案募集に、2以上の提案をしたとき。
- (4) 同一の企画提案募集に、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- (5) 同一の企画提案募集に、2以上の代理人をしたとき。
- (6) 見積書(様式第4号)の金額に誤脱や判読しがたい数字の記載がされているとき、
又は金額を訂正した見積をしたとき。
- (7) 選定委員会を欠席したとき。
- (8) 上に掲げるもののほか、提出書類の記載不備や選定委員会への大幅な遅刻等により、
千葉県安房地域振興事務所が無効であると判断したとき。

15 委託契約

上記12により選定した最優秀提案者を委託先候補とし、詳細な業務内容及び契約条件について協議、合意したのちに委託契約を締結する。この場合において、委託候補者との協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

- (1) 契約期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで
- (2) 契約にあたっての主な留意事項
 - ア 契約にあたっては、契約書を作成し、各1通を保有する。
 - イ 提案された企画内容をそのまま委託するものではないこと。
 - ウ 提案された企画内容を元に業務委託仕様書を作成し、契約するものとする(別添提案仕様書は業務の大要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書の作成については受託者決定後、協議の上、千葉県安房地域振興事務所が作成する。)
 - エ 契約にあたっては、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納入すること。なお、契約保証金は免除する場合がある。
 - オ 本業務の全部又は一部について第三者に再委託してはならない。ただし、受託業務の一部の再委託について書面により千葉県安房地域振興事務所の承諾を得たときはこの限りではない。
- (3) 委託料
 - ア 委託料上限は、3,388千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。
 - イ 対象経費は、事業の実施に通常必要となる直接経費とする。
 - ウ 委託料には、事業終了後の完了報告書の作成経費を含む。
 - エ 委託料の支払は、全ての業務の履行後を原則とする。

16 注意事項

- (1) 企画提案に要する経費は全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類等について、必要に応じて応募者から聞き取りを行う。
- (4) 提出された書類等は千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)に基づき

開示する場合がある。

- (5) 提出された書類等は必要に応じて印刷・複写することがある。
- (6) 提案内容には民間団体の秘密に属するものが含まれるため、審査は非公開で行う。
- (7) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 予期せぬ不測の事態等により、やむを得ず、募集の中止又は契約を締結しない場合がある。いずれの場合も、企画提案に要した経費は、全て応募者の負担とする。